平成２９年（フ）第１９６０号
札幌市白石区平和通17丁目北６番９号
破産者　株式会社北興メンテック
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２８号
茨城県下妻市下妻乙34番地
破産者　株式会社オーケー商会
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２４０号
福井市高木中央１丁目2109番地
破産者　株式会社メディモワールド
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６３号
名古屋市中区上前津１丁目13番19号
破産者　株式会社夢島
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８２１号
名古屋市守山区守山２丁目１番７号
破産者　株式会社イズム
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８０号
福岡県三井郡大刀洗町大字山隈1719番地１
菊池団地２－101
破産者　草場　健一
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第６４号
秋田県能代市能代町字中川原26番地870
破産者　有限会社オーケー酒店
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第８９５号
東京都小平市小川西町４丁目７番地13号
破産者　有限会社美登利工業
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０２９号
東京都多摩市永山５丁目34番地18－１
破産者　野田　直宏
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２９６号
東京都青梅市新町３丁目６番地の６カミールシモダ402
破産者　千葉　　宗
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３９５号
東京都あきる野市引田511番地３
破産者　田中　綱男
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２３４０号
神奈川県藤沢市鵠沼橘１丁目５番13号
破産者　有限会社志帆
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５９２号
横浜市青葉区美しが丘２丁目13番地６セレアス美しが丘アクティア201
破産者　株式会社推進技術
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６００号
横浜市港北区新横浜２丁目２番地３新横浜第１竹生ビル
破産者　株式会社オーティーエーエンタープライズ
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６６９号
川崎市川崎区貝塚２丁目13番13号サンビレイ２－104号
破産者　株式会社ＣＲＡＭＰ
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１４４号
金沢市二口町ニ83番地５
破産者　株式会社北國寝装
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１４号
滋賀県草津市西渋川１丁目23番23号エイスクエアセンターフードヴィレッジしが咲く屋、旧本店所在地滋賀県守山市播磨田町64
破産者　株式会社咲く屋
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４９１号
京都市上京区浄福寺通一条下る東西俵屋町656番地15
破産者　株式会社ＺＥＮ
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２０２号
岡山市南区泉田１丁目15番５号、居所東京都世田谷区桜上水１－13－３レオネクスト風花202
破産者　川西　博仁
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３４３号
岡山市中区乙多見39番地１　カルムメゾンＭ・Ｙ201
破産者　後山　博文
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５０４号
岡山市中区乙多見106番地11
破産者　杉之原由美
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５２号
山口県宇部市小松原町１丁目４番20号
破産者　株式会社産企画
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部